

岡こ健 626 号
平成 30 年 12 月 5 日

指定自立支援医療機関(精神通院医療) 様

岡山市こころの健康センター
所長 太田 順一郎
(公 印 省 略)

自立支援医療費(精神通院医療)における院内処方取り扱いについて(通知)

平素から、本市の精神保健福祉行政について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、自立支援医療費(精神通院医療)における院内処方取り扱いについて、下記のとおり運用方法を変更することとなりましたのでお知らせします。対象となります受給者につきましてはご周知のほどよろしくお願いたします。

なお、この取り扱いは岡山市認定分のみが対象となっております。他自治体(岡山県含む)で自立支援医療費(精神通院医療)の認定を受けている受給者に関しましては、各自治体の運用方法をご確認ください。

記

【変更前運用方法】

受給者一人につき登録可能な薬局は原則一か所のみ。(院内処方も含む。)

(例) 登録可能・・・A病院(院内処方)

A病院 + 院外処方(B薬局)

登録不可・・・A病院(院内処方)+院外処方(B薬局)⇒院内処方またはB薬局どちらのみ自立支援登録可能

【変更後運用方法】

受給者一人につき登録可能な薬局は原則一か所のみ。(院内処方との併用は可能。)

(例) 登録可能・・・A病院(院内処方)+院外処方(B薬局)

登録不可・・・A病院+院外処方(B薬局)+院外処方(C薬局)

⇒B薬局かC薬局どちらのみ自立支援登録可能

【適用開始日】 平成31年1月1日 ～

*院内処方を追加する場合は、薬局認定手続き不要です。(病院が認定済みであればそのまま適用できます。)

*院内処方に加えて、新たに薬局を追加する場合は、医療機関追加申請が必要です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【担当】 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1
岡山市こころの健康センター 総務係
TEL : 086-803-1272